



が さい 葛西だより

第47号
令和5年度
(2023)



耐震改修工事中の古利根堰（越谷市大字大吉地内）

目次

◇理事長挨拶	2
◇令和4年度通常総代会について	3
◇令和5年度事業について	4
◇令和5年度予算について	5
◇令和3年度財務状況の公表	6
◇葛西・羽生領島中領土地改良区連合について	7
◇賦課金、決済金等について	8

理事長あいさつ

葛西用水路土地改良区 理事長 三ツ林 裕己



組合員並びに関係機関の皆様方におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より当土地改良区の事業運営に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度は、新型コロナウイルス感染症が依然として蔓延したほか、主食用米の需要減少、米価の低迷に加えて、ロシアの侵略行為によるウクライナ危機が食料とエネルギーの多くを輸入に依存している我が国を直撃しました。

特に原油価格等の高騰に伴って電気料金が大幅に高騰し、農業経営に大きな影響を与えましたが、当土地改良区では、国・県が創設した「農業水利施設の省エネルギー化推進対策」等を活用し、農業水利施設における電気料高騰分に対する支援を受けることができました。

当管内には、揚水機場や水門・堰など電気を利用する施設が多く、電気料金の高騰は土地改良区運営にとって大きな負担となっております。特に揚水機場の運転には大きな電力を要しますので、組合員の皆様におかれましては、節電に大きく寄与する適正な水管理について、今後とも努めていただきますよう御理解・御協力をお願い申し上げます。

一方、農業の根幹となる水は限りある貴重な資源であります。その農業用水を必要な場所へ、必要な時期に届けるため、水利施設を健全に管理していくことが土地改良区の使命であると考えております。

そのため、老朽化が課題となっていた中央管理所や金野井及び二郷半領揚水機場等の水管理施設の監視・操作設備について、今年度から国営による更新事業を実施する運びとなりました。工期は令和5年度から7年度までの3年間で、総事業費は9億7,100万円を予定しております。これにより、より効率的で効果的に農業用水を供給することが可能となりますので、今後の事業が円滑に進捗するよう国と連携して取り組んでまいります。

また、昨年度から導入した複式簿記を適切に運用するとともに賦課金の未収対策を進めるなど、土地改良区経営の更なる健全化を図り、将来にわたり適正な用水配分ができるよう全力で取り組む所存です。

さらに、国が策定する土地改良長期計画には令和7年度までに土地改良区理事に占める女性の割合を10%以上とする成果目標が設定されており、土地改良区も将来の組織体制の強化のために女性参画が喫緊の課題となっています。当土地改良区としても今後十分に検討のうえ、組織体制の強化を図ってまいります。

今後も、国・水資源機構・県・市町・水土里ネットさいたま（埼玉県土地改良事業団体連合会）など関係機関と連携し、円滑な事業運営に努めてまいりますので、引き続き御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の御健勝・御活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

令和4年度 通常総代会の開催

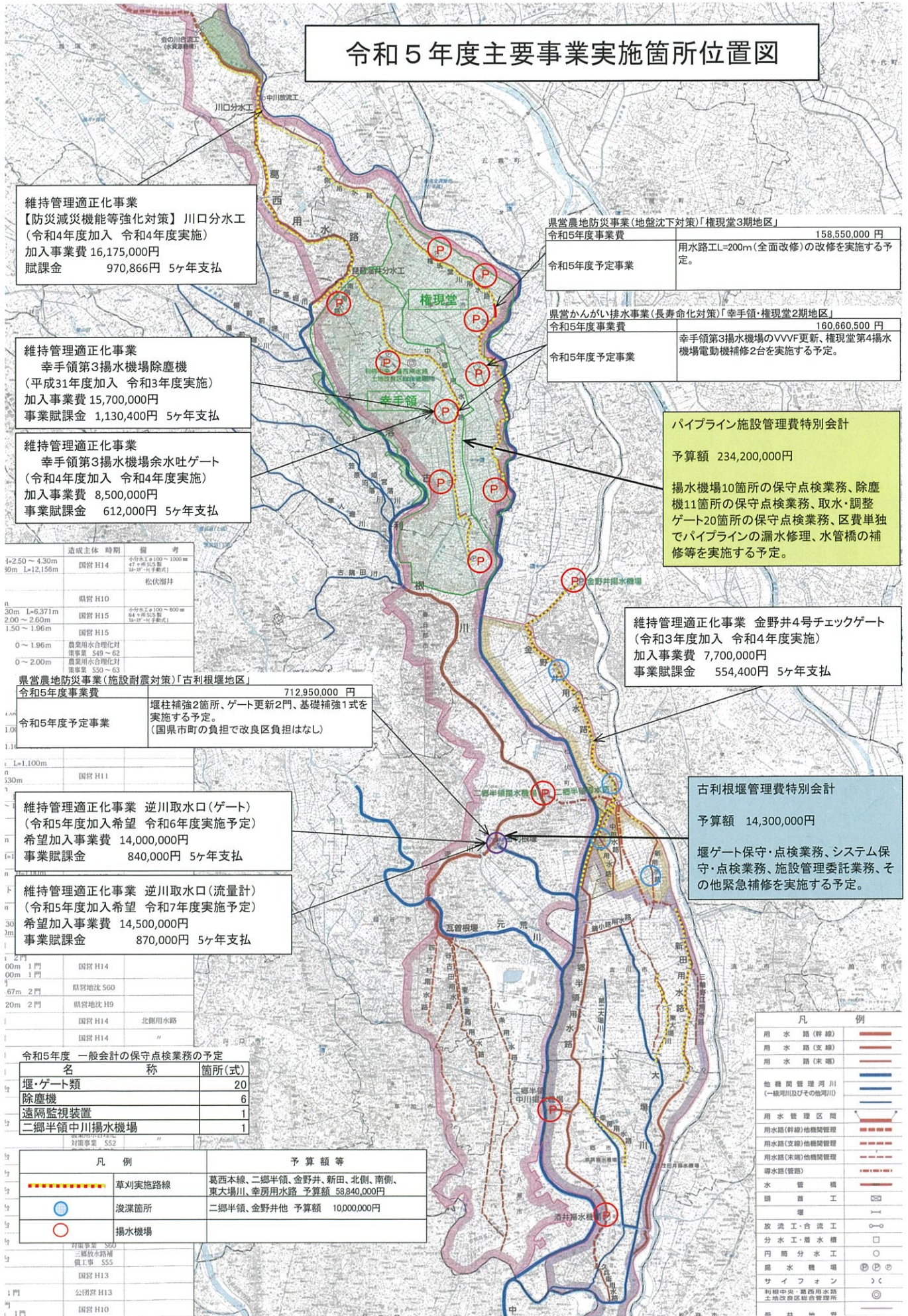
令和5年2月20日、幸手市 アスカル幸手 さくらホールにおいて、令和4年度通常総代会を開催しました。今総代会は、新型コロナウイルス感染症に対し、政府による行動制限が緩和されたため、対面開催とし、感染拡大防止の観点から密を避けるため、アスカル幸手で開催とさせていただきます。当日は、高本敏夫議長（松伏町）の議事進行により、提出議案10件全てが原案どおり可決承認されました。



《 総代会提出議案 》

- 議案第1号 令和3年度事業報告及び財産目録の承認について
- 議案第2号 令和3年度一般会計収支決算の承認について
- 議案第3号 令和3年度特別会計収支決算の承認について
- 議案第4号 令和4年度パイプライン施設管理費特別会計収支予算補正の承認について
- 議案第5号 国営利根中央土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）の施行申請について
- 議案第6号 令和5年度事業計画(案)について
- 議案第7号 令和5年度賦課金及び決済金並びに徴収方法について
- 議案第8号 令和5年度転用決済金積立金から一般会計及びパイプライン施設管理費特別会計への一時借入れについて
- 議案第9号 令和5年度一般会計収支予算(案)について
- 議案第10号 令和5年度特別会計収支予算(案)について

令和5年度主要事業実施箇所位置図



維持管理適正化事業
 【防災減災機能等強化対策】川口分水工
 (令和4年度加入 令和4年度実施)
 加入事業費 16,175,000円
 賦課金 970,866円 5ヶ年支払

維持管理適正化事業
 幸手領第3揚水機除塵機
 (平成31年度加入 令和3年度実施)
 加入事業費 15,700,000円
 事業賦課金 1,130,400円 5ヶ年支払

維持管理適正化事業
 幸手領第3揚水機余水吐ゲート
 (令和4年度加入 令和4年度実施)
 加入事業費 8,500,000円
 事業賦課金 612,000円 5ヶ年支払

県営農地防災事業(地盤沈下対策)「権現堂3期地区」
 令和5年度事業費 158,550,000円
 令和5年度予定事業 用水路工L=200m(全面改修)の改修を実施する予定。

県営かんがい排水事業(長寿命化対策)「幸手領・権現堂2期地区」
 令和5年度事業費 160,660,500円
 令和5年度予定事業 幸手領第3揚水機場のVVVF更新、権現堂第4揚水機場電動機補修2台を実施する予定。

パイプライン施設管理費特別会計
 予算額 234,200,000円
 揚水機場10箇所の保守点検業務、除塵機11箇所の保守点検業務、取水・調整ゲート20箇所の保守点検業務、区費単独でパイプラインの漏水修理、水管橋の補修等を実施する予定。

維持管理適正化事業 金野井4号チェックゲート
 (令和3年度加入 令和4年度実施)
 加入事業費 7,700,000円
 事業賦課金 554,400円 5ヶ年支払

古利根堰管理費特別会計
 予算額 14,300,000円
 堰ゲート保守・点検業務、システム保守・点検業務、施設管理委託業務、その他緊急補修を実施する予定。

径	造成本体	時期	備考
φ2.50 ~ 4.30m	国営 H14		小口径(φ100 ~ 1000mm) 27ヶ年(11ヶ年更新)
30m L=12,156m	国営 H10		松伏掘井
φ2.00 ~ 2.60m	国営 H15		小口径(φ100 ~ 600mm) 64ヶ年(11ヶ年更新)
1.50 ~ 1.96m	国営 H15		
0 ~ 1.96m	農業用水合理化対策事業 S49 ~ 62		農業用水合理化対策事業 S50 ~ 63
0 ~ 2.00m	農業用水合理化対策事業 S50 ~ 63		

県営農地防災事業(施設耐震対策)「古利根堰地区」
 令和5年度事業費 712,950,000円
 令和5年度予定事業 堰柱補強2箇所、ゲート更新2門、基礎補強1式を実施する予定。(国県市町の負担で改良区負担はなし)

維持管理適正化事業 逆川取水口(ゲート)
 (令和5年度加入希望 令和6年度実施予定)
 希望加入事業費 14,000,000円
 事業賦課金 840,000円 5ヶ年支払

維持管理適正化事業 逆川取水口(流量計)
 (令和5年度加入希望 令和7年度実施予定)
 希望加入事業費 14,500,000円
 事業賦課金 870,000円 5ヶ年支払

径	門	国営	備考
0.60m	1門	H14	
0.60m	1門	H14	
0.67m	2門	県営地比 S60	
0.20m	2門	県営地比 H9	
		H14	北側用水路
		H14	

令和5年度 一般会計の保守点検業務の予定

名	称	箇所(式)
堰・ゲート類		20
除塵機		6
遠隔監視装置		1
二郷半領中川揚水機場		1

凡例	予算額等
	草刈実施路線 葛西本線、二郷半領、金野井、新田、北側、南側、東大場川、幸房用水路 予算額 58,840,000円
	浚渫箇所 二郷半領、金野井他 予算額 10,000,000円
	揚水機場

凡例

	用水路(幹線)
	用水路(支線)
	用水路(末端)
	他機関管理河川(一級河川及びその他河川)
	用水管理区間
	用水路(幹線)他機関管理
	用水路(支線)他機関管理
	用水路(末端)他機関管理
	導水路(管橋)
	水管橋
	頭首工
	堰
	放流工・合流工
	分水工・排水槽
	円筒分水工
	揚水機場
	サイフォン
	利根中央・葛西用水路土地改良区総合管理所

令和5年度予算

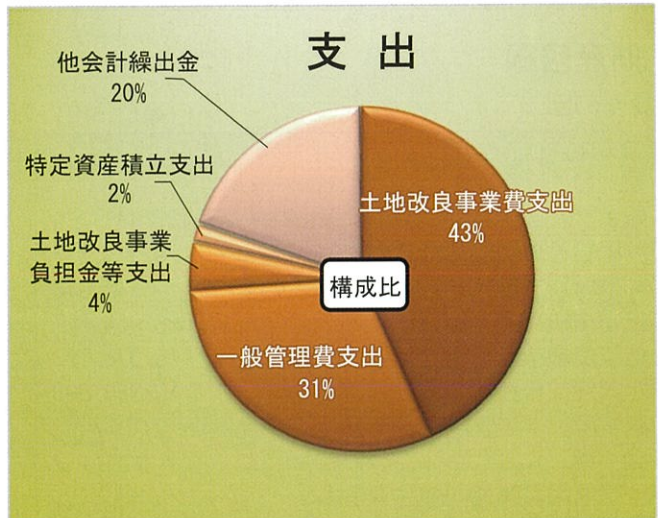
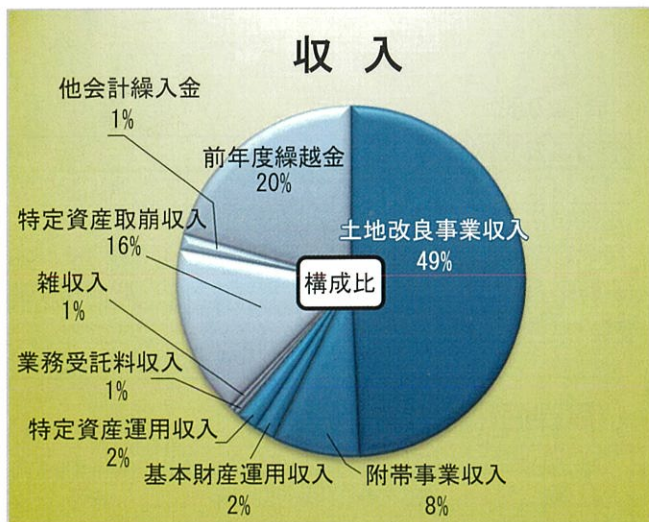
一般会計

収入

支出

(単位：円)

科目(款)	予算額	前年度比	科目(款)	予算額	前年度比
土地改良事業収入	358,360,000	△ 5,540,000	土地改良事業費支出	315,490,000	△ 28,740,000
附帯事業収入	58,680,000	45,180,000	一般管理費支出	222,970,000	48,910,000
基本財産運用収入	14,360,000	490,000	土地改良事業負担金等支出	32,600,000	△ 17,600,000
特定資産運用収入	13,840,000	940,000	借入金返済支出	10,000	-
補助金等収入	10,000	△ 2,490,000	支払利息	10,000	-
交付金収入	10,000	△ 30,990,000	固定資産取得支出	20,000	△ 1,490,000
業務受託料収入	4,100,000	500,000	基本財産積立支出	1,000,000	-
雑収入	3,750,000	△ 2,090,000	特定資産積立支出	11,110,000	△ 9,990,000
借入金収入	10,000	-	雑支出	2,000,000	-
基本財産取崩収入	10,000	-	他会計繰出金	141,880,000	71,080,000
特定資産取崩収入	114,260,000	△ 4,400,000	次年度繰越金	10,000	-
固定資産売却収入	10,000	-	予備費	900,000	△ 170,000
他会計繰入金	10,600,000	100,000	支出合計	728,000,000	62,000,000
前年度繰越金	150,000,000	60,300,000			
収入合計	728,000,000	62,000,000			



特別会計

(単位：円)

種別	予算額
パイプライン施設管理費特別会計	234,200,000
古利根堰管理費特別会計	14,300,000

賦課面積及び組合員数

賦課面積(田) 51,093,340m²

(単位：人)

加須市	688	越谷市	1,865
久喜市	700	草加市	221
幸手市	1,840	八潮市	162
杉戸町	1,501	吉川市	2,887
春日部市	1,417	三郷市	1,202
松伏町	1,491	合計	13,974

令和3年度 財務状況の公表

◎一般会計収支決算

(単位：円)

収 入			支 出		
科目(款)	決算額	構成比(%)	科目(款)	決算額	構成比(%)
組合費	255,023,533	42.1%	事務費	124,619,943	26.5%
使用料	14,630,537	2.4%	繰出金	11,300,000	2.4%
補助金	17,006,800	2.8%	選挙費	0	0.0%
雑収入	8,567,892	1.4%	事業費	297,642,032	63.3%
分担金及び負担金	53,358,714	8.8%	財産管理費	7,052,047	1.5%
繰入金	148,780,000	24.6%	負担金	598,300	0.1%
繰越金	108,188,530	17.9%	借入金償還金	0	0.0%
収入合計	605,556,006	100%	諸支出金	23,792,312	5.1%
			補助金	5,064,093	1.1%
			諸帳簿整備費	0	0.0%
			予備費	0	0.0%
			支出合計	470,068,727	100%

◎特別会計収支決算

(単位：円)

特別会計名	翌年度繰越額	特別会計名	翌年度繰越額
農地転用等に関する特別会計	4,630,185,528	自動車購入積立金特別会計	4,612,398
基金蓄積特別会計	1,828,964,637	揚水機償却維持資金積立金特別会計	18,360,693
土地改良事業基金積立金特別会計	95,075,780	支線施設管理特別会計	9,214,312
役員及び総代退任慰労金積立金特別会計	42,770,033	古利根堰管理費特別会計	142,978
職員退職手当積立金特別会計	126,597,741		

◎財産目録

資産の部

(単位：円)

流動資産	
預金	
一般会計	135,487,279
支線施設管理特別会計	9,214,312
古利根堰管理費特別会計	142,978
基金蓄積積立金特別会計	1,828,964,637
土地改良事業基金積立金特別会計	95,075,780
揚水機償却維持資金積立金特別会計	18,360,693
特定資産	
証券	
埼玉県信用農業協同組合連合会 出資証券 1口	10,000
預金	
農地転用等一時決済金積立金特別会計	4,630,185,528
役員及び総代退任慰労金積立金特別会計	42,770,033
職員退職手当積立金特別会計	126,597,741
自動車購入積立金特別会計	4,612,398
未収入金	
未収賦課金(一般会計賦課)	23,146,397
未収賦課金(支線施設管理特別会計賦課)	8,716,427
合計	6,923,284,203

負債の部

(単位：円)

長期負債	0
(単位：円)	
短期負債	
農地転用等一時決済金積立金特別会計	4,630,185,528
役員及び総代退任慰労金積立金特別会計	42,770,033
職員退職手当積立金特別会計	126,597,741
合計	4,799,553,302

◎賦課面積

(単位：㎡)

加須市	3,615,708	越谷市	4,146,935
久喜市	1,453,130	草加市	466,316
幸手市	8,698,623	八潮市	336,728
杉戸町	9,766,079	吉川市	10,350,596
春日部市	5,618,505	三郷市	2,304,336
松伏町	4,688,412	合計	51,445,368

◎組合員数

(単位：人)

加須市	703	越谷市	1,904
久喜市	700	草加市	240
幸手市	1,856	八潮市	180
杉戸町	1,505	吉川市	2,914
春日部市	1,433	三郷市	1,225
松伏町	1,499	合計	14,159

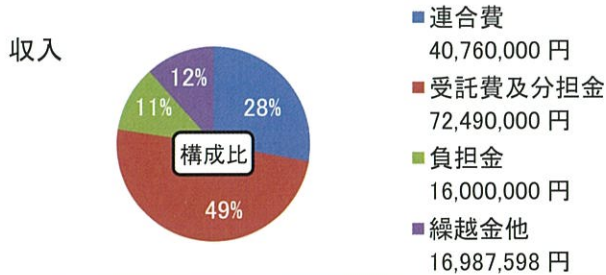
葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当連合では、利根中央事業で整備された水利施設により、北は羽生市から南は八潮市まで10市3町に跨る広大な農地に用水供給を行っています。本年度も、水源の状況を注視しながら安定した用水供給を行っています。

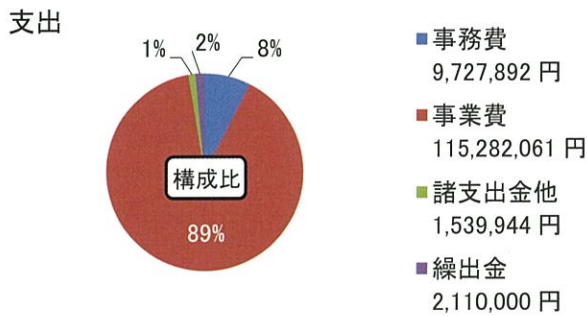
また、老朽化により補修・更新が必要となっていた中央管理所等の水管理施設（通水の遠方監視・遠方制御施設）については、本年度から国営利根中央土地改良事業により着手することとなりました。

《令和5年3月13日（月）に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》

令和3年度一般会計 収入・支出決算



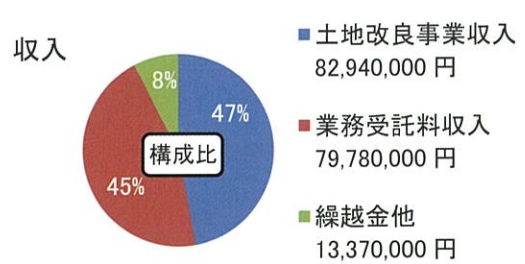
収入合計 146,237,598 円



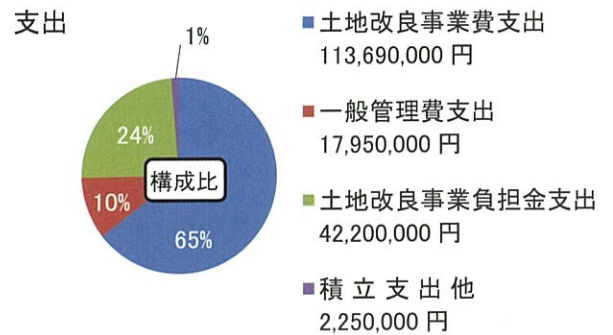
支出合計 128,659,897 円

翌年度繰越金 17,577,701 円

令和5年度一般会計 収入・支出予算



収入合計 176,090,000 円



支出合計 176,090,000 円

□令和5年度 所属土地改良区の連合費賦課額

所属土地改良区	賦課額
葛西用水路土地改良区	26,640,000 円
羽生領島中領用排水路土地改良区	18,000,000 円
合計	44,640,000 円

◇◇◇◇◇ 管理等の状況 ◇◇◇◇◇



◎全国土地改良施設管理事業推進協議会研究会事例発表の様子 【さいたま新都心】



◎南方用水路の様子 【羽生市大字上新郷地内】

令和5年度 賦課金

◇経常賦課金	葛西地区	(田)	1㎡当たり	4,900円
	二郷半領地区	(田)	1㎡ //	6,240円
	江戸川右岸地区	(田)	1㎡ //	5,500円
◇畑地かんがい水利施設使用料		(畑)	1㎡ //	7,800円
◇パイプライン施設維持管理賦課金			1㎡ //	4,700円

賦課金（ふかきん）とは

土地所有者（耕作者）に対して、葛西用水路土地改良区が管理する施設の維持管理や配水管理のために必要な財源に充てる目的として賦課される費用です。

賦課金の納付は便利な口座振替がおすすめです。

口座振替をご希望の方は、当土地改良区徴収課までご連絡をください。

また、窓口で納付される方は、賦課金通知書をご持参のうえ、当土地改良区または賦課金通知書に記載されている金融機関窓口で納付ください。

組合員の皆様へお願い

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）への手続きだけでは、土地改良区の組合員や賦課面積は変更されませんので、土地改良区への届出をお願いいたします。

○ 組合員資格に変更があった場合

- ・ 組合員が死亡し、農地を相続した場合
- ・ 農地の売買、贈与、交換等により権利が移動した場合
- ・ 農地の貸し借り（利用権などの設定）又は解約をした場合
- ・ 農業者年金受給により経営移譲をした場合
- ・ 住所を変更した場合

※ 賦課基準日は1月1日となります。また、届出がないと従来のまま賦課されることとなります。

注）賦課計算業務を改良区から市町に委託している上記理由による納付書の請求先変更については、当改良区徴収課までご相談ください。

○ 農地を転用される場合

- ・ 宅地や店舗などに転用する場合
- ・ 公共用地（道路や河川など）へ転用する場合
- ・ 田から畑に地目変更する場合

※ 農地を転用される場合は、決済金（脱退金）のお支払いが必要となり、お支払いが無い場合は賦課が継続されることとなります。

農地転用決済金（脱退金）とは

土地改良施設の維持管理費は、組合員の皆様からいただいている賦課金でまかっています。農地転用等により農地面積が減少すると、残された農地にかかる賦課金でその費用を負担することになります。このため、その負担が過重にならないよう、農地転用等により土地改良区の区域から除外する際には『決済金（脱退金）』を納めていただいております。

	令和5年度	決済金（脱退金）額	
葛西地区	(田)	1㎡当たり	148円
二郷半領地区	(田)	1㎡ //	115円
江戸川右岸地区	(田)	1㎡ //	106円
パイプライン地区	(田、畑)	1㎡ //	105円

転用面積に応じた決済金（脱退金）が必要です。

パイプライン地区における農地転用について

幸手市、杉戸町、春日部市内のパイプライン地区においては、県営で施設の補修更新事業（令和10年度完成予定）を進めております。この地区内で農地転用を行う場合は、農地法、農業振興地域の整備に関する法律の手続きが必要となりますのでご注意ください。

《編集・発行》葛西用水路土地改良区 〒340-0144 埼玉県幸手市戸島 2-155

Tel 0480 - 47 - 3811(代)

URL <http://www.midorinet-kasai.or.jp>

Fax 0480 - 48 - 2500

Email: kasai-soumuka@midorinet-kasai.or.jp